

資料提供先：鳥取県政記者クラブ
鳥取市政記者クラブ
倉吉記者クラブ
米子市政記者クラブ

『国土交通省・鳥取県警察・鳥取県が連携』 ～雪道におけるドライバーの備えの広域的啓発を実施～

近畿・中国・四国・九州の各運送関係団体へ周知依頼文を送付。

鳥取県内では、平成22年度の豪雪により、国道9号で大型車両のスリップによる立ち往生を原因の一つとした雪害が発生したことや、その後も冬用タイヤ、タイヤチェーン未装着の県外大型車の立ち往生による通行や除雪作業の障害が発生していることから、国土交通省・鳥取県警察・鳥取県が連携して、雪道におけるドライバーの備えの広域的な啓発活動を継続して実施しています。

今年度も、別添のとおり、近畿・中国・四国・九州地方の各運送関係団体へ、積雪又は凍結道路における自動車のすべり止め措置の徹底についての協力依頼文を送付しました。

(依頼先)

- ◇近畿、中国、四国、九州地方のトラック協会
- ◇近畿、中国、四国、九州地方の高圧ガス保安協会
- ◇近畿、中国、四国、九州地方の石油商業組合・石油共同組合

問い合わせ先

	国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 電話 0857-22-8435(代表) 副所長(道路) 井上 和久 【担当】道路管理第一課長 小池 健三
	国土交通省 中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 電話 0858-26-6221(代表) 副所長(道路) 安野 聰 【担当】道路管理課長 松元 洋之
	鳥取県警察本部交通部交通規制課 電話 0857-23-0110(代表) 【担当】課長補佐 福田 教史
	鳥取県 県土整備部 道路企画課 電話 0857-26-7352(直通) 道路企画課長 山本 晃 【担当】課長補佐 小田原 聰志

【別添】

国中整鳥道一管第123号
国中整倉道管第110号
鳥交規発第370号
第201300140104号
平成25年12月5日

近畿・中国・四国・九州の
各トラック協会様
各高圧ガス保安協会様
各石油商業組合・石油業共同組合様

国土交通省鳥取河川国道事務所長

国土交通省倉吉河川国道事務所長

鳥取県警察本部交通部長

鳥取県県土整備部長

積雪又は凍結道路における自動車のすべり止め措置の徹底について（依頼）

寒冷の候、貴協会におかれましては益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。

平素、道路交通、道路行政に格別のご理解をいただき深く感謝いたします。

さて、鳥取県内では、平成22年度の豪雪により、国道9号で大型車両のスリップによる立ち往生を原因の一つとした雪害が発生しました。その後、この雪害を教訓に、警察、道路管理者等の関係機関が連携し、情報の共有を図り、迅速な通行止め措置による集中除雪を行って早期交通開放を目指すなどの雪害対策の強化や、道路管理者においては、除雪の体制強化の取組等を実施しています。

以降、鳥取県内において平成22年度のような雪害は発生しておりませんが、依然、雪道で交通障害の原因となるスリップによる立ち往生車両の約4割が冬用タイヤ、タイヤチェーン未装着との調査結果（別紙参照）もしております。

雪道走行には自動車の滑り止め装置の装着が最も重要であることをご理解いただき、引き続きご協力をお願いします。

については、貴団体等に加盟の事業所に対し、同種のトラブル防止のため、冬季に鳥取県内を自動車で走行する際の留意事項として、下記のことについて周知徹底していただきますようお願いします。

記

- 1 気象状況及び道路状況をよく確認すること。
- 2 冬用タイヤ、タイヤチェーン等滑り止めに効果のある措置を講じることができるよう、あらかじめ準備すること。
- 3 積雪又は凍結している道路においては、全車輪に冬用タイヤ（接地面の突出部が50ペーセント以上摩耗していないもの。）を装着し、必要に応じ駆動輪にタイヤチェーンを取り付けるなど滑り止めに効果のある措置を講ずること。（特に、タイヤチェーンは早めの着装をお願いします。）

●別紙参考資料

昨冬、鳥取県内の国道9号、国道29号、国道53号、鳥取道（岡山県内含む）で、降雪時に発生したスリップ（スリップによる走行不能）による交通支障の特徴は、次のとおりです。

- ・特定箇所（峠、登坂上り等）に集中。
- ・スリップした車両のうち、約9割が大型車、約9割が県外車。
- ・約4割が冬用タイヤ未装着。（一昨年約7割、昨年約4割）
うち約半数はタイヤチェーン未携行。
- ・冬用タイヤ装着のスリップ車両には、タイヤ摩耗も見られる。

国道9号鳥取市気高町浜村
H24.10.30融雪設備完成後
スリップ車両無し

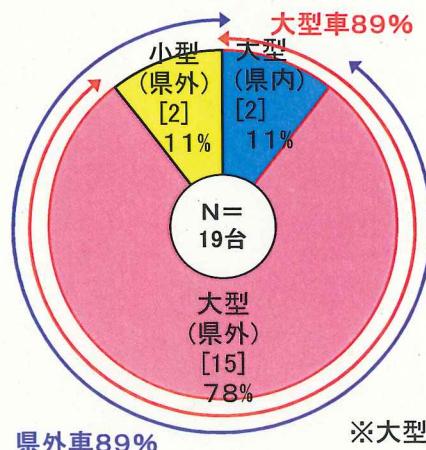


H24.12.11 降雪時の状況

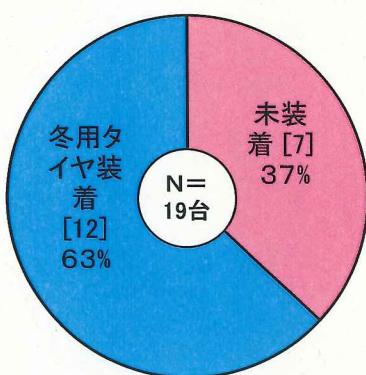


平成24年度スリップ車両の状況

①車種・ナンバー区分



②冬用タイヤ装着状況



※大型には中型を含む。

[]は台数

"タイヤの溝チェックも忘れずに"

鳥取県の道路交通法施行細則では、積雪又は凍結の状態にある道路における運転者の遵守事項が定められています。

この中で、全車輪にスノータイヤ（接地面の突出部が50%以上摩耗していないものに限る。）を装着し、又は駆動輪にタイヤチェーンを取り付ける等自動車のすべり止めに効果のある措置を講ずることとなっています。（第9条の22 第1号）

冬用タイヤの摩耗状況確認もお願いします。



プラットホームまで達すると50%摩耗

ー冬用タイヤ・タイヤチェーンが、あなたを助けてます!!ー